

東日本大震災復興特別区域法における 確定拠出年金法の特例の申請期限について

- ▶ 平成23年12月26日に施行された東日本大震災復興特別区域法(復興特区法)により、特定地方公共団体(注)が確定拠出年金法における脱退一時金を活用した地域復興事業を復興推進計画に盛り込み、内閣総理大臣の認定を受けた場合、脱退一時金の支給要件が特例的に緩和されています。
- ▶ この特例は**平成28年3月まで**とされていますので、**特例の適用を希望される場合は期限までに下記の請求先に請求いただきますようお願い致します。**

(注)特定地方公共団体は次のページをご覧ください。

■特例要件の内容

- ◎ 震災発生日に確定拠出年金(企業型又は個人型)の加入者であった方が、以下のいずれの要件も満たす場合、脱退一時金を請求することができます。
 - ① 震災発生日に特定地方公共団体に住所を有し、震災により住居又は家財が全半壊等していること
 - ② 震災発生から2年以内に震災により退職等(※)し、請求時点で第2号被保険者でないこと
(※)震災発生日に個人型加入者であった方は、2年以内に運用指図者となっていること
 - ③ 請求日の前月まで6ヶ月以上個人型の掛金の拠出がないこと
 - ④ 60歳未満であること
 - ⑤ 障害給付金の受給者でないこと
 - ⑥ 請求時点の年金資産額が100万円以下であること
 - ⑦ 脱退一時金を復興推進計画に盛り込まれた事業(生活再建等)に使用すると見込まれる者として特定地方公共団体の長が認めた者であること

■お問い合わせ先・請求先

- ◎ 本特例が適用されているのは次のページに示された岩手・宮城・福島・茨城の4県における特定地方公共団体です。上述⑦の要件に該当することを証明する書類(脱退一時金使用証明書)の発行については、下記のうち、ご自身の県の窓口にお問い合わせください。
 - ・ 岩手県復興局復興推進課 (電話:019-629-6945)
 - ・ 宮城県震災復興・企画部地域復興支援課 (電話:022-211-2425)
 - ・ 福島県地域政策課 (電話:024-521-7102)
 - ・ 茨城県立地推進室 (電話:029-301-2036)
- ◎ その他のお問い合わせ先・請求先は以下のとおりです。
 - ・ 【当特例に係る請求先】国民年金基金連合会 (電話:03-5411-6129)
 - ・ 【当特例の制度に関する照会】厚生労働省年金局 (電話:03-3595-2865)
 - ・ 【復興特区法全般に関する照会】復興庁復興特区班 (電話:03-5545-7230)

本特例が適用されている特定地方公共団体 (平成27年9月1日現在)

岩手県: 県内全市町村

宮城県: 県内全市町村

福島県: 県内全市町村

茨城県: 水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市 龍ヶ崎市 下妻市
常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市
つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市
坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市
つくばみらい市 小美玉市 茨城町 大洗町 城里町 東海村 大子町
美浦村 阿見町 河内町 利根町